

## ◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

I. 放送日 令和 8 年 1 月 9 日 (金) 放送分

## 今週の話題

- (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告
- (2) 年末たすけあい活動協力お礼について
- (3) 令和 7 年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

## (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況 [12 月 25 日 (木) ~1 月 6 日 (水) 分]

○お金の寄付は、合計 34 件 928,411 円

内訳

自由預託金	3 件	17,590 円
指定預託金 (あけぼの作業所へ、交通遺児へ、小児がん基金へ、ホタルの郷へ、NPO 阿蘇へ)	5 件	630,000 円
チャリティーボックス募金	9 件	50,140 円
誕生日献金	2 件	6,000 円
年末助け合い募金	15 件	224,681 円

今週の主な寄付は、浜道町自治会様より年末たすけあいとして 70,000 円をご寄付下さいました。その他指定金として山本富士子様より NPO 阿蘇・ホタルの郷・あけぼの作業所へ合わせて 500,000 円寄付された。豊橋ライオンズクラブ様より小児がん基金へと 100,000 円寄付された。

○品物の寄付は、カレンダー、食品、日用品等 31 件ありました。

主な品物寄付として、お寺からお餅・食品等、また(株)総合開発機構様よりカレンダー 65 部、ニューライフフジ様よりカレンダー 50 部を寄付下さいました。東三河の希望する福祉施設にお渡しました。

## (2) 令和 7 年年末たすけあい活動協力のお礼について

豊橋善意銀行は 12 月 1 日から 12 月 26 日まで年末たすけあい活動を呼び掛けさせていただきました。皆様のご支援をいただき今年も計画していた年末の活動をすべて終えることができました。心から感謝申し上げます。なお、今後は福祉関係者の小学校、中学校への入学・進学及び卒業者へのお祝い活動をしていきます。

活動詳細については「豊橋善意銀行だより」の 2 月号で報告します。

## (3) 令和 7 年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

令和 7 年中に、豊橋善意銀行へ「維持会費」や「年末たすけあい活動」などへの寄付金をお寄せいただいた方は、税制面での優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるには、確定申告を行っていただく必要がありますが、この際に、「受領書」と、豊橋善意銀行への寄付が、税額控除の対象となることを証明する「証明書の写し」が必要になります。

受領書は、ご寄付をいただく都度、発行しておりますが、銀行振り込みなどによりご寄付いただいた方で、まだお手元に受領書が届いていない方は、豊橋善意銀行までお電話にてご連絡ください。

また、「証明書の写し」は、豊橋善意銀行ホームページからダウンロードし、印刷してご使用いただくか、豊橋善意銀行事務局までお越しいただければお渡しさせていただいております。

ご不明な点がございましたら、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせいただくか、最寄りの税務署にご相談ください。